

提出日：平成28年6月6日

担当部・課：福祉部生活再建支援課

① 件名
プレハブ仮設集約時家賃助成事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 応急仮設住宅に入居している被災者の中には、復興公営住宅への入居資格がなく、かつ、自宅再建ができない高齢者世帯などの低所得者が含まれている。 また、仮設住宅の集約時期と供与期限を控えた中で、復興住宅に入居できない被災者のニーズと低所得者への支援という課題に対応することが必要となっている。</p> <p>【目的】 住まいの再建が必要なプレハブ仮設住宅入居者のうち、仮設住宅の集約等に伴い民間賃貸住宅へ移転を希望する世帯で、一定の所得以下の世帯に、平成32年度末まで、家賃等の一部を助成することにより、被災者の負担を軽減することを目的とする。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令等】 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 被災者自立再建促進プログラム</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>【経過】</p>
⑤ 主な内容
<p>【助成対象】</p> <p>1 以下のいずれにも該当する世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市内プレハブ仮設住宅に入居している世帯で、仮設の集約・解消に伴い仮設住宅を退去し、市内の民間賃貸住宅に転居した世帯 ② 大規模半壊または半壊で、復興公営住宅への入居要件を満たしていない世帯 ③ 世帯の前年度の月収が、公営住宅法による政令月収の収入分位Ⅰ（104,000円以下）に該当する世帯 ④ 生活保護世帯でないこと、市税に滞納がない世帯、暴力団員等でない世帯 ※収入分位Ⅰとする理由 <ul style="list-style-type: none"> ・復興公営住宅入居者の約9割が収入分位Ⅰの範囲内の世帯 ・復興公営住宅の特別低減が収入分位Ⅰ-4以下の世帯が対象 ・復興公営住宅入居者との公平性を確保 <p>2 対象とする賃貸住宅 市内に所在する民間賃貸住宅とし、家賃月額上限は単身世帯53,000円、複数世帯は63,000円とする。</p> <p>【助成方法】 家賃助成住宅として対象となる民間賃貸住宅に助成対象世帯と認定された世帯が入居する場合には、助成額を住宅の所有者等に支払い、当該入居世帯は実家賃と助成額の差額を家賃として支払うものとする。 ※3者契約方式</p>

【助成内容】

1 家賃助成（所得区分：収入分位 I：104,000 円以下）

① 助成額表

区分	助成限度額	適用日～H30 年度	H31～H32 年度
単身世帯	35,000 円	2 / 2	1 / 2
複数世帯	42,000 円	2 / 2	1 / 2

② 単身世帯の助成例（実家賃 4 万円）

	適用日～H30 年度	H31～H32 年度
助成額	35,000 円	17,500 円
負担額	5,000 円	22,500 円

③ 複数世帯の助成例（実家賃 5 万円）

	適用日～H30 年度	H31～H32 年度
助成額	42,000 円	21,000 円
負担額	8,000 円	29,000 円

2 入居時助成（初回申請時のみ）

入居時一時金 充当順位：①家賃保証料 ②礼金 ③仲介手数料

※最大実家賃の 3 か月分以内とし、充当順位どおり充当する。

【助成期間】

適用日から仮設の供与期限（平成 30 年度内）までに申請した場合に、平成 32 年度末まで助成。

⑤ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

影響 助成想定 100 世帯（概算予算：約 1 億 5 千万円）

効果 低所得者の早期再建、プレハブ仮設住宅早期解消、市営住宅の一時的な不足を補完

財源 東日本大震災復興基金（宮城県交付分）

⑥ 他の自治体の政策との比較検討

1 阪神震災時：事業実施（9 年間）

家賃負担軽減	H8～11 年度	H12 年度	H13～17 年度
家賃 6 万円以上	3 万円	2 万円	1 万円
家賃 6 万円未満	家賃の 1/2	家賃の 1/3	家賃の 1/6

2 中越震災時：事業実施（5 年間）

供与期限内月 6 万円、以後 3 万円補助（対象：高齢者、障害者等）月収約 27 万円以内

3 県内被災市町家賃助成、補助制度なし。

⑦ 今後の予定及び施行予定年月日

補正予算：9 月補正 要綱制定：9 月末日（10 月 1 日施行）

⑧ その他